

## 幼児教育・保育の無償化について

### 1 概要

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児から5歳児の子ども及び、0歳児から2歳児の市民税非課税世帯の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施します。

### 2 実施時期

2019年10月1日

### 3 対象者・対象範囲

#### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者

- 3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から5歳児クラスの子どもの利用料を無償化。
- 子ども・子育て支援新制度に移行していない私学助成幼稚園等の利用料については、月額25,700円を上限として無償化。
- 幼稚園及び認定こども園(教育利用)については、満3歳から無償化。
- 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化。

#### (2) 幼稚園の預かり保育の利用者

- 保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから月額11,300円を上限として預かり保育の利用料を無償化。
- 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業については、月額利用料上限が9,000円となっているため、利用料の全額が無償化。

#### (3) 認可外保育施設等(※1)の利用者

- 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの、保育所又は認定こども園等を利用していない場合には、月額37,000円を上限として利用料を無償化。
- 0歳児クラスから2歳児クラスの子どものについては、保育の必要性があると認定された市民税非課税世帯を対象として、月額42,000円を上限に利用料を無償化。
- 認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、かつ、国が定める基準を満たすものが対象。ただし、施行後5年間は届出のみで足りる経過措置。

#### (4) 障害児通園施設等(※2)の利用者

- 3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を無償化。  
幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象。

※1 横浜保育室、年度限定型事業、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、横浜市子ども子育てサポートシステム、企業主導型保育事業

※2 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

裏面あり

【参考】幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育所等 (地域型含む)	施設型給付幼稚園 ・認定こども園		私学助成幼稚園等		認可外 保育施設等 (一時保育等含む)
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	○	○	○(※) (上限 11,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○(※) (上限 11,300 円)	○(※) (上限 37,000 円)
満3歳児 (3歳の誕生日から最初の3月 31日までにある子ども)	/	○	×	○ (上限 25,700 円)	×	/
市民税非課税世帯 の満3歳児 (3歳の誕生日から最初の3月 31日までにある子ども)	/	○	○(※) (上限 16,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○(※) (上限 16,300 円)	/
市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	○	/	/	/	/	○(※) (上限 42,000 円)

※ 無償化にあたって、保育の必要性の認定が必要です。

#### 4 食材料費の見直し

現在、3歳児クラスから5歳児クラスの食材料費について、幼稚園等では主食と副食を併せた実費徴収となっていますが、保育所等では副食費は利用料に含まれており、主食費のみ施設での実費徴収又は主食の持参でまかなわれています。

この度、幼児教育・保育の無償化に合わせて、国の検討会において食材料費の見直しが行われ、主食費も副食費も保護者の実費負担となることと整理されました。これにより、10月から保育所等の副食費分は施設による実費徴収となる予定です。実費徴収の項目は、内閣府令とこれを受けた条例で規定されるため、府令の改正を受けた条例改正が今後見込まれます。

また、副食費の実費徴収化により、保護者の負担が増えないよう、新たに副食費の免除制度が国において設けられる予定です。幼稚園の利用者についても同様です。これを受け、市としても副食費の実費徴収や免除制度について、市民の方にお知らせしていきます。なお、副食費の免除対象者は、右の四角囲みとおりとなる予定です。

副食費の免除対象者（予定）

- ・ 年収 360 万円未満相当の世帯の子ども
- ・ 全所得階層の第 3 子以降の子ども

#### 5 スケジュール

5月	・ 無償化専用コールセンター開設 (20日)
6月	・ 認定申請書等の案内配布 (幼稚園等の利用者)
7月	・ 無償化に関するお知らせ配布 (保育所等の利用者)
8月	・ 広報よこはまにて周知 ・ ダイレクトメール送付 (幼稚園・保育所等を利用していない3歳児から5歳児)
9月	・ 利用料変更通知書送付 (施設型給付幼稚園・保育所等の利用者) ・ 認定決定通知書送付 (私学助成幼稚園・認可外保育施設等の利用者) ・ 条例改正 (食材料費の見直し) にかかる議案提出 (予定)
10月	・ 幼児教育・保育の無償化実施